特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	子ども子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和5年5月23日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事業				
②事務の概要	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定、徴収及び収納管理に必要な各種情報照会				
	⑤その他諸届の処理に関する事務				
	情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。				
③システムの名称	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
子ども子育て支援情報ファイル	,				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法別表第一表第94の項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二第116の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康子ども部保育子ども課				
②所属長の役職名	保育子ども課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-429-9092				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-3471

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	古書の種類		
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	フシステムで	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	I 関連情報 5評価実施期間	保育子育で支援課長 加渡賢二	保育子育で支援課長	事後	
平成31年4月24日	における担当部署 ②所属長 IIしきい値判断項目 1対象	平成27年5月31日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月24日	人 <u>数</u> I しきい値判断項目 2取扱	平成27年5月31日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月24日	者数 IVリスク対策	新規	評価書の通り	事後	
令和3年1月12日	I5.評価実施期間における担	健康福祉部保育子育て支援課	健康子ども部保育子ども課	事後	
令和3年1月12日	当部署①部署 I5.評価実施期間における担	 保育子育て支援課長	保育子ども課長	事後	
令和3年9月1日	当部署②所属長の役職名 I4情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7項、別表第二第13、116の	番号法第19条第8号、別表第二第13、116の	事後	
令和3年9月1日	テムによる情報連携 ②法令 I 8.特定個人情報ファイルの	項 総務部税務課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1	項 健康子ども部保育子ども課 大阪府泉南市樽	事後	
令和5年2月3日	取扱いに関する問合せ I関連情報 1.②事務の概 要	号 電話 072-483-9031 子ども子育で支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。	井1丁目1番1号 電話 072-483-3471 ・子ども千年で支援法及い児童権組法や字校 教育法など関連法に削り、幼稚園や保育所等 に入園する支給認定者の管理、利用者負担の 微収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス 検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナボータルのお知ら せ機能で通知する。(*1) (*1)サービス検索・電子申請機能を利用する 場合	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. ③システム の名称	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 3.個人番号の 利用	番号法別表第一表第94の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の94項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第68条	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二第13、116の 項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の116項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報定皮める命(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第 七号)第59条の2の2	事前	
令和5年5月23日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	②事務の概要 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検 索・電子申請機能で受領する。	②事務の概要 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ③システムの名称 申請管理システムを追加	事後	電子申請に係る申請管理システムが構築されたため
令和5年5月23日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 電話 072-483-0001	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽 井1丁目1番1号 電話 072-429-9092	事後	組織の機構改革があったため
					l

说明			
管理シス)			
つたため			
]		